

平成 22 年度 緊急時対応専門調査会の進め方について（案）

緊急時対応専門調査会においては、これまで以下の調査審議が行われてきたところである。

（1）緊急事態への対処体制の強化方策の検討

緊急事態等における食品安全委員会の対応状況並びに緊急時対応訓練の結果を検証し、課題及びその対応策など、緊急事態への対処体制の強化方策について審議を実施。

（2）緊急時対応マニュアルの作成・改訂

食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への食品安全委員会及びリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省等）相互の連携による政府一体となった対応及びその体制の在り方についてこれまで調査審議を行い、要綱、要領等のマニュアルを策定した。

しかし、平成 21 年 9 月 1 日の消費者庁設置により緊急対策本部設置に係る手続き等について、「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」等が定められたことから、これら要綱等に基づく対応に整合性を図るため、当該業務に係る緊急時対応マニュアルの見直しを行うこととし、第 30 回会合において関係府省申合せの廃止及び食品安全委員会決定の改正について審議され、了承された。今後、消費者庁による食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項の策定作業の進捗に合わせて対応。

これらの調査審議事項を踏まえ、平成 22 年度においては、以下の審議を予定する。

【平成 22 年度における緊急時対応専門調査会の開催及び審議内容の予定】

回	開催時期	審議内容予定
第 32 回	平成 22 年 7 月	・平成 22 年度緊急時対応訓練計画（案）について
第 33 回	平成 22 年 12 月	・平成 22 年度緊急時対応訓練の結果検証について
第 34 回	平成 23 年 3 月	・平成 22 年度食品安全委員会の緊急時対応について (情報提供の対応状況等に関する検証)

開催回数、審議予定内容を変更することもあり得る。